

掛川市建設工事等予定価格事前公表試行要領の一部改正

掛川市建設工事等予定価格事前公表試行要領（平成17年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要領は、建設工事及び設計その他建設工事に関する業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を事前公表することにより、入札契約制度の透明性及び競争性の向上を図ることを目的とする。

（事前公表の対象）

第2条 事前公表の対象とする建設工事等は、予定価格が1,000万円を超える建設工事及び予定価格が500万円を超える業務委託とする。ただし、建設工事等の性質により市長が公表を不相当と認めるときは、この限りでない。

第3条中「一般競争入札等」を「入札」に改める。

第5条第2項各号を次のように改める。

(1) 予定価格事前公表一覧表（様式第1号）を閲覧に供する方法

(2) 入札執行通知書により通知する方法

第6条中「事前公表する」の次に「建設工事等に係る」を加え、「入札条件を加える」を「入札条件により行うものとする」に改め、同条第1号中「無効とする」を「無効とすること」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 建設工事に係る入札参加者は、工事費内訳書（様式第2号）を作成し、入札書とともに入札用封筒に封かんして提出しなければならないこと。

第6条第3号中「適用する」を「適用すること」に改める。

様式第1号中「掛川市建設工事等入札予定価格事前公表一覧表」を「予定価格事前公表一覧表」に改める。

様式第2号中「工事費（業務委託費）内訳書」を「工事費内訳書」に、「工事名」を「建設工事名」に改める。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

[改正後]

掛川市建設工事等予定価格事前公表試行要領

(目的)

第 1 条 この要領は、建設工事及び設計その他建設工事に関する業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を事前公表することにより、入札契約制度の透明性及び競争性の向上を図ることを目的とする。

(事前公表の対象)

第 2 条 事前公表の対象とする建設工事等は、予定価格が1,000万円を超える建設工事及び予定価格が500万円を超える業務委託とする。ただし、建設工事等の性質により市長が公表を不相当と認めるときは、この限りでない。

(公表の内容)

第 3 条 公表する内容は、入札の名称、箇所、執行日及び予定価格とする。

(公表の期間)

第 4 条 公表の期間は、制限付き一般競争入札にあつては公告のあった日から、指名競争入札にあつては指名通知を送付した日から、落札者の決定の日までとする。ただし、次条第 2 項第 1 号に掲げる方法による事前公表については、掛川市の休日を定める条例（平成17年掛川市条例第 2 号）に規定する休日を除いた期間とする。

(公表の方法)

第 5 条 制限付き一般競争入札に係る予定価格の事前公表は、入札の公告に併せて公告する方法により行う。

2 指名競争入札に係る予定価格の事前公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 予定価格事前公表一覧表（様式第 1 号）を閲覧に供する方法

(2) 入札執行通知書により通知する方法

(入札の執行条件)

第 6 条 予定価格を事前公表する建設工事等に係る入札については、掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）及び掛川市建設工事執行規則（平成17年掛川市規則第34号）に定めるもののほか、次に掲げる入札条件により行うものとする。

(1) 予定価格を超える金額の入札は、無効とすること。

(2) 建設工事に係る入札参加者は、工事費内訳書（様式第 2 号）を作成し、入札書とともに入札用封筒に封かんして提出しなければならないこと。

(3) 建設工事の入札にあつては、最低制限価格制度を適用すること。

(入札の回数)

第7条 入札執行回数は、1回とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知をする一般競争入札等から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知をする一般競争入札等から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。